

## 4.7 フィンランド

### 4.7.1 概要

フィンランド共和国（以下、「フィンランド」という。）は、スカンジナビア半島東部の半島のつけ根にあたる位置にあり、スウェーデン、ノルウェー及びロシアと内陸で、エストニアとはバルト海を隔てて接している。

フィンランドはロシア帝国が崩壊した1917年にロシアからの独立を宣言し、1919年に憲法を制定した大統領を元首とする共和国である。1155年にスウェーデンからキリスト教宣教師が布教に訪れてから以降、フィンランドはスウェーデンの一部になっていた。しかし16世紀以降のスウェーデンとロシアの間の度重なる戦争により段階的にロシアに割譲され、1809年にはスウェーデンとロシアが二年に渡り争ったフィンランド戦争の結果、フィンランドはロシア領となった。このときにロシア皇帝はフィンランドを立憲君主制の大公国として自らフィンランド大公を名乗り、その2年後にヘルシンキを首都に定めている。フィンランドは1917年の独立宣言の後も、1939年から1944年までの間にロシアの侵攻を受け、結果として国土の一部を割譲したが、独立と主権を維持して今日に至っている。

このような歴史背景から、フィンランドはスウェーデンとの結びつきが強く、1922年の言語法ではフィンランド語とスウェーデン語を公用語に定めている<sup>1</sup>。

フィンランドは1995年にEUに加盟、2002年にユーロを導入している。

#### 1) 森林

フィンランドの国土面積は30万4,000 km<sup>2</sup>、内陸水面を除く土地面積は30万3,910 km<sup>2</sup>である。フィンランドは、国土の約四分の一がラップランドと呼ばれる北極圏にあり、生産的な森林は国の南部に展開している。フィンランドの森林面積は、一般的に約2,280万 haといわれている。この面積は、表4.7.1に示した森林と灌木低質林を合計した面積である。

フィンランドでは森林を林業用地の一部に位置付け、林業用地の内訳として、森林、灌木低質林、湿地・荒地及び林道、貯木場その他の林業基盤用地を設定している。フィンランド森



図 4.7.1 フィンランド共和国位置図

<sup>1</sup> 言語法は2004年に改正され、フィンランド語とスウェーデン語の他に少数民族であるサーミ族が使用しているサーミ語が公用語に加えられた（参考資料：在東京フィンランド大使館ウェブサイト（<http://www.finland.or.jp>））。

林研究所 (Metla) のウェブサイト<sup>2</sup>によれば、フィンランドでは輪伐期中の木材生長量を基準にして森林及び林業用地を表 4.7.2 のように定義している。同ウェブサイトの解説によれば、フィンランド国有林はフィンランド独自の森林の定義と併せて、1996 年から森林に関する国際的な議論のために FAO の森林の定義の使用も開始しており、FAO の定義を使用するとフィンランドの森林面積はフィンランド独自の定義によるものよりも 3% 小さくなるという。

表 4.7.1 利用区分別土地面積

区 分	(1,000ha)	
	区 分	面 積
土地面積		30,391
林業用地		26,222
森林		20,322
灌木低質林		2,491
湿地・荒地		3,197
林業基盤用地		212
その他用地		4,169

注1：土地面積には、内陸水面面積を含まない。

2：2014～2017年の調査結果値。

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.2 フィンランドの森林の定義

区 分	定 義
森林	輪伐期期間中の潜在的な年間生長量が ha あたり 1 m <sup>3</sup> 以上。
灌木低質林	輪伐期期間中の潜在的な年間生長量が ha あたり 0.1 m <sup>3</sup> 以上 1 m <sup>3</sup> 未満。
湿地・荒地	輪伐期期間中の潜在的な年間生長量が ha あたり 0.1 m <sup>3</sup> 未満。
林業基盤用地	林道、貯木場及び森林利用または管理のための施設用地。

資料：フィンランド森林研究所ウェブサイト (<http://www.metla.fi>)

フィンランドの土地面積に占める森林面積の割合は、表 4.7.1 の森林だけの面積 (2,032 万 2,000ha) を採用すると 67%、森林と灌木低質林の合計面積を採用すると 75% になる。

フィンランドの森林所有構造の特徴を概括的にいえば、個人有林が面積の過半を占めていること、複数の森林所有者を組織化し森林に投資を呼びかけ、持株形式で株主の利益のための持続的森林経営を目指す林業経営組織が運営する共有林が発達したことにより、森林経営に参加する多数の者が存在することにある。フィンランド森林協会のウェブサイトによると、森林の約 60% が共同所有を含む約 63 万 2,000 人の個人によって所有されており、これはフィンランド人の 14% が森林所有者であることを意味しているという<sup>3</sup>。

所有形態別森林面積の割合については、いくつかの異なる数字が発表されている。たとえば、農林省傘下の林業センターが 2018 年 9 月に日本で使用した資料では、個人有林 53%、国有林 35%、社有林 12% という数字がある。一方で、農林業関係の統計を発表している農林省傘下のフィンランド天然資源研究所のデータベースにより森林の所有構造別面積を探ると、2013 年に実施した 1 ha 以上の規模の森林を対象とした調査結果として表 4.7.3 に掲げる数値が発表されている。これによれば所有形態別森林面積は、個人有

表 4.7.3 森林生産地域における所有形態別森林箇所数・面積

	森林箇所数	面積 (ha)
計	383,643	17,486,625
私有林	381,719	12,582,069
個人有林	376,186	10,473,346
会社有林	3,764	1,505,245
その他	1,769	603,478
市町村有林	363	363,255
国有林	17	4,485,143
その他	1,544	56,158

注：数値は2013年調査結果。

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

<sup>2</sup> <http://www.metla.fi/>

<sup>3</sup> <https://smy.fi/>。この文の森林所有者数は、2 ha を超える面積の森林を所有する者の数。

林 60%、国有林 26%、会社有林 9%、その他 5%であるが、この数値も調査対象森林面積の合計が 1,748 万 6,625ha で、表 4.7.1 の森林面積 (2,032 万 2,000ha) と比べると 283 万 5,000ha も少ない数字であるため参考値として取り扱われたい。

フィンランドの森林資源量は、23 億 5,600 万 m<sup>3</sup>である。フィンランドの主要樹種はマツ

(*Pinus Silvestris* L.)、スプルース (*Picea Abies* (L.) Karst) 及びカバ (*Brutula pendula* Roth 及び *Brutula pendula* Ehrm) で、樹種別森林資源量はマツが 50% (11 億 7,400 万 m<sup>3</sup>)、スプルースが 30% (7 億 800 万 m<sup>3</sup>)、カバは 17% (3 億 9,200 万 m<sup>3</sup>) である。

## 2) 丸太生産量

丸太生産量は、2000 年から 2008 年までの期間は 6,000 万 m<sup>3</sup>前後を増減しながら推移し、2009 年には経済不況の影響により 4,830 万 m<sup>3</sup>まで落ち込むが、その後回復して 2016 年には 7,000 万 m<sup>3</sup>を超える増加をみせている。

表 4.7.5 所有形態別及び樹種別丸太生産量

	(1,000 m <sup>3</sup> )					
	計	所有形態別		樹種別		
		個人有林	国有林 会社有林	マツ	スプルース	広葉樹
2000	61,500	53,585	7,915	24,629	27,051	9,820
2001	59,363	51,218	8,145	23,988	25,532	9,844
2002	60,270	52,428	7,843	24,505	25,859	9,906
2003	61,142	52,828	8,314	25,302	25,811	10,030
2004	61,163	52,676	8,487	24,978	26,248	9,937
2005	58,684	50,323	8,361	23,869	24,747	10,069
2006	56,935	45,493	11,442	23,905	23,178	9,853
2007	63,854	52,471	11,383	27,530	25,564	10,760
2008	58,327	47,696	10,631	26,052	20,134	12,141
2009	48,296	39,021	9,275	20,348	16,963	10,985
2010	59,690	48,372	11,318	25,881	21,301	12,509
2011	60,438	49,055	11,383	26,317	21,416	12,705
2012	59,902	48,105	11,797	26,400	21,182	12,321
2013	65,252	53,876	11,376	28,061	23,324	13,867
2014	65,294	54,076	11,218	28,463	23,149	13,683
2015	68,035	57,667	10,368	29,578	23,965	14,492
2016	70,323	59,584	10,738	29,657	26,005	14,661
2017	72,426	61,156	11,270	30,765	26,553	15,108

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

フィンランドでは個人有林の丸太生産量が多い。2017 年は、丸太生産量 7,242 万 6,000 m<sup>3</sup>の内、84%にあたる 6,115 万 6,000 m<sup>3</sup>が個人有林から生産されている。なお、同年に国有林

表 4.7.4 樹種別森林資源量

(100万 m <sup>3</sup> )	
区分	資源量
計	2,356
マツ	1,174
スプルース	708
カバ	392
その他	82

注1: 2009~2013年の調査結果値。

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

及び会社有林から生産した 1,127 万 m<sup>3</sup>の丸太のほぼ全量にあたる 1,117 万 8,000 m<sup>3</sup>は、会社有林から生産されたものである。

丸太生産量の樹種別割合は、2017 年はマツが 42%、スプルースが 37%、カバを主体とした広葉樹が 21%であった。2000 年以降の丸太生産量の樹種別割合に大きな変化はないが、2000 年の同割合がマツは 40%、スプルースは 43%、広葉樹が 16%であるのと比較すると、スプルースの割合が縮小している。一方で広葉樹の割合は少しずつ拡大し、2008 年以降、20%以上の割合になっている。

木材製品の需要が好調であること及び林産業への投資が拡大を続けていることが個人有林所有者の出材意欲を高めたようで、2018 年も丸太生産量は引続き増加している<sup>4</sup>。

### 3) 製造業

フィンランドの産業は、伝統的に木材、鉱物その他の自国産天然資源から製品を加工し、その製品を欧州を主体として世界各国に輸出して発展してきた。林産物の輸出額は、輸出額全体の 20% (119 億 2,100 万ユーロ) を占め、林産物はフィンランドを代表する輸出産品であり続けている。林産物の中でも紙、紙及び板紙製品並びにパルプの輸出額が多く、2017 年の輸出額の 15% (90 億 7,000 万ユーロ) を占めている。

林産物以外の主な輸出産品は、化学製品 (輸出額シェア 19%、輸出額 114 億 6,900 万ユーロ)、金属及び金属製品 (同、15%、88 億 5,900 ユーロ)、機械及び機械設備 (同 13%、77 億 9,800 万ユーロ) である<sup>5</sup>。

2017 年の実質国内生産額 (GDP) 全体 (2,238 億 4,300 万ユーロ) に占めるシェアは、製造業が 15% (339 億 4,100 万ユーロ)、林産業は 2% (46 億 3,000 万ユーロ) であった。2013 年から 2017 年の間の実質国内生産額は、全体で 10.1%増加したが、製造業については 14.5%と全体を上回る増加をみせ、さらに林産業については同じく 18.3%と大きな伸びとなった。

2016 年現在、フィンランドには約 35 万 7,000 件の事業所があり、約 142 万 8,000 人が雇

表 4.7.6 産業別実質国内生産額

	計	農林水産業	製造業	(100万ユーロ)
				内、林産業
2013	203,338	5,222	29,641	3,913
2014	205,474	4,934	29,908	4,076
2015	209,604	4,665	31,024	4,319
2016	216,111	5,143	31,691	4,348
2017	223,843	5,262	33,941	4,630

資料： Tilastokeskus, Kansantalouden tilinpito

表 4.7.7 業態別事業所数・従業員数 (2016 年)

	(件、人)	
	事業所数	従業員数
総数	356,790	1,428,104
農林水産業	73,227	51,547
林業・素材生産業	24,551	11,569
製造業	20,264	289,464
木材製品製造業	1,762	17,993
紙・紙製品製造業	180	19,559
家具製造業	866	5,890

資料： Tilastokeskus, "Suomen Tilastilien Vowsikirja 2018", 2018

<sup>4</sup> Natural Resources Institute Finland, "Finnish Forest Sector Economic Outlook 2018-2019, Executive Summary", 2018, p5

<sup>5</sup> 括弧内は 2017 年実績。

用されている。同じく木材製品製造業については1,752件の事業所に約1万8,000人が雇用され、紙・紙製品製造業については180件の事業所に約1万9,600人が雇用されている。

さらに林業・素材生産業については2016年に約7万3,000件の事業所があり、従業員数は約5万1,500人である。林業・素材生産業は林産業とともに、地方経済を支える産業として重要視されている。

## 4.7.2 木材需給

### 1) 木材供給

2017年の丸太供給量は7,810万 $m^3$ で、この内、国内生産量が7,242万6,000 $m^3$ （93%）、輸入量は558万4,000 $m^3$ （7%）であった。2000年以降の丸太供給量の推移は、2000年には7,301万9,000 $m^3$ あったものが2009年には5,350万7,000 $m^3$ まで減少するが、その後回復し、2017年の丸太供給量は2000年以降の丸太供給量のピークである2007年の7,888万3,000 $m^3$ に近い水準にまで回復している。

2009年の丸太供給量の減少は、2008年9月の「リーマンショック」に端を発する世界的な経済不況が生じたこと、フィンランドの隣国ロシアが6.5%であった丸太輸出関税を2007年7月に20%に、さらに2008年4月に25%に引き上げたことが主な原因である。その後、丸太の国内生産量は回復するが、丸太輸入量はロシアの丸太輸出関税引き上げにより伸び悩んでいる。2000年以降の丸太供給量のピークである2007年と2017年の数値を比較すると、輸入量は63%減少したのに対し、国内生産量は13%増加している（全体の供給量は同期間で1%減）。丸太供給量に占める丸太輸入量の割合は、2007年の19%から2017年の7%に12%縮小した。

丸太の相手国別輸入量は、高率の丸太輸出関税が課されているものの依然としてロシアからのものが多い。2017年のロシアからの丸太輸入量は477万2,000 $m^3$ で、丸太輸入量の85%を占めている。ロシア以外の丸太の輸入相手国は、エストニア、ラトビア、スウェーデン及びノルウェーである。

なお、フィンランドは紙・パルプやペレット、木質ボードなどの原料となるチップを2017年に269万6,000t輸入している。チップの主

表 4.7.8 丸太供給量

	(1,000 $m^3$ )		
	供給量計	国内生産量	輸入量
2000	73,019	61,500	11,519
2001	73,160	59,363	13,797
2002	74,822	60,270	14,552
2003	76,110	61,142	14,968
2004	76,214	61,163	15,051
2005	77,244	58,684	18,560
2006	73,924	56,935	16,989
2007	78,883	63,854	15,029
2008	73,966	58,327	15,639
2009	53,507	48,296	5,211
2010	67,060	59,690	7,370
2011	67,142	60,438	6,704
2012	66,300	59,902	6,398
2013	73,060	65,252	7,808
2014	72,553	65,294	7,259
2015	74,653	68,035	6,618
2016	77,172	70,323	6,849
2017	78,010	72,426	5,584

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.9 国別丸太輸入量（2017年）

相手国	(1,000 $m^3$ )
	輸入量
計	5,584
ロシア	4,772
エストニア	491
ラトビア	187
スウェーデン	127
ノルウェー	7

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

要相手国もロシアであり、ロシアからの輸入量は223万9,000tでチップ輸入量の83%を占めている。ロシア以外のチップの輸入相手国は、エストニア(30万9,000t)、ラトビア(13万8,000t)及びノルウェー(1万t)である。

フィンランドは2017年に、製材品を56万8,000m<sup>3</sup>、単板を2万m<sup>3</sup>、合板を9万7,000m<sup>3</sup>、切削板を11万3,000m<sup>3</sup>、繊維板を9万4,000t、パルプを56万5,000t、紙を13万t、板紙を22万1,000t、紙と板紙の複合製品を10万4,000t輸入している。

フィンランドの林産物輸入量は少ないが、輸入量は概ね増加傾向で推移している。特に製紙原料となるパルプについては、2017年には56万5,000tと2000年対比4.2倍もの輸入がなされている。

表 4.7.10 主要林産物輸入量

	製材品 (1,000m <sup>3</sup> )	単板 (1,000m <sup>3</sup> )	合板 (1,000m <sup>3</sup> )	切削板 (1,000m <sup>3</sup> )	繊維板 (1,000t)	パルプ (1,000t)	紙 (1,000t)	板紙 (1,000t)	紙・板紙 複合製品 (1,000t)
2000	343	7	34	50	61	136	224	120	86
2001	283	14	60	56	61	171	205	120	84
2002	261	22	71	61	65	131	180	194	94
2003	343	11	67	64	73	170	178	199	91
2004	406	10	76	53	88	216	192	225	96
2005	514	11	96	52	93	315	258	206	117
2006	583	12	107	54	108	361	242	213	107
2007	632	14	117	75	112	450	247	239	117
2008	476	41	122	63	107	493	239	256	132
2009	527	21	91	61	91	388	204	201	124
2010	628	18	109	81	109	452	221	225	130
2011	494	20	122	85	110	524	239	238	128
2012	460	26	111	105	100	553	228	232	95
2013	367	18	92	98	91	469	188	261	85
2014	365	8	89	93	95	454	176	249	90
2015	441	11	82	101	89	459	145	230	100
2016	494	11	93	109	96	503	133	233	104
2017	568	20	97	113	94	565	130	221	104

資料：Luomnonvarakeskusデータベース

2017年にフィンランドは、製材品を56万8,000m<sup>3</sup>輸入している。製材品の主要輸入相手国はロシアであり、2017年は製材品輸入量の92%にあたる52万m<sup>3</sup>をロシアから輸入している。2017年に輸入したマツ製材品(20万4,000m<sup>3</sup>)の92%(19万6,000m<sup>3</sup>)、同じくスプルース製材品(30万3,000m<sup>3</sup>)のほぼ全量(30万2,000m<sup>3</sup>)はロシアからの輸入である。

2017年の単板(輸入量2万m<sup>3</sup>)の相手国は、ロシア(1万1,000m<sup>3</sup>)、エストニア(8,000m<sup>3</sup>)及びイタリア(1,000m<sup>3</sup>)であった。

同じく木質ボードについては、合板はロシア、切削板はラトビア及びエストニア、繊維板はドイツ及びポーランドが主要輸入相手国である。

表 4.7.11 国別製材品輸入量 (2017年)  
(1,000m<sup>3</sup>)

国名	輸入量
計	568
ロシア	520
エストニア	13
ドイツ	9
スウェーデン	5
ベラルーシ	5
ラトビア	4
リトアニア	3
米国	3
その他	6

資料：Luomnonvarakeskusデータベース

表 4.7.12 国別単板輸入量 (2017 年)

(1,000m <sup>3</sup> )	
国名	輸入量
計	20
ロシア	11
エストニア	8
イタリア	1

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.13 国別合板輸入量 (2017 年)

(1,000m <sup>3</sup> )	
国名	輸入量
計	97
ロシア	62
ブラジル	11
ラトビア	7
エストニア	7
その他	10

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.14 国別切削板輸入量 (2017 年)

(1,000m <sup>3</sup> )	
国名	輸入量
計	113
ラトビア	52
エストニア	29
ドイツ	15
ロシア	8
オランダ	2
その他	7

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.15 国別繊維板輸入量 (2017 年)

(1,000m <sup>3</sup> )	
国名	輸入量
計	94
ドイツ	32
ポーランド	25
エストニア	9
ベルギー	7
米国	4
フランス	3
スウェーデン	3
ロシア	3
その他	8

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

フィンランドは、輸入量が大きく増加しているパルプを主にブラジルから輸入している。2017年のブラジルからのパルプ輸入量は34万6,000tで、パルプ輸入量の59%を占めている。

フィンランドの紙の主要輸入相手国はスウェーデンで、2017年はスウェーデンから紙輸入量の61%にあたる6万4,000tを輸入した。

フィンランドの板紙の主要輸入相手国もスウェーデンである。2017年のスウェーデンからの板紙輸入量は13万4,000tで、板紙輸入量の61%を占めている。

表 4.7.16 国別パルプ輸入量 (2017 年)

(1,000m <sup>3</sup> )	
国名	輸入量
計	565
ブラジル	346
スウェーデン	76
ロシア	37
ハンガリー	37
エストニア	24
オランダ	11
ドイツ	11
ノルウェー	5
ポルトガル	4
その他	14

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.17 国別紙輸入量 (2017 年)

(1,000m <sup>3</sup> )	
国名	輸入量
計	130
スウェーデン	64
ロシア	29
ドイツ	16
英国	3
オーストリア	3
その他	15

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.18 国別板紙輸入量（2017 年）

(1,000m <sup>3</sup> )	
国名	輸入量
計	221
スウェーデン	134
ポーランド	27
ドイツ	22
オーストリア	8
ロシア	7
リトアニア	5
英国	4
オランダ	2
ノルウェー	2
デンマーク	2
その他	8

資料：Luomnonvarakeskusデータベース

## 2) 木材加工

フィンランド統計局によると、2016年にフィンランドには2万4,551件の林業・素材生産業、1,762件の木材製品製造業及び180件の紙・紙製品製造業の事業所が存在する（表4.7.7）。これらの事業所には、大規模な国際林産物企業とともに数多くの中小零細規模の事業所が含まれている。

フィンランドには、製材品、木質パネルその他の製品別の林産工場に係る統計が存在していない。このため、表4.7.7に掲げた木材製品製造業の製品別内訳は不明である。

しかし、フィンランドの代表的な木材加工業及び製紙業で組織するフィンランド林産物協会と製材工場組織するフィンランド製材協会は、ウェブサイトで会員の工場を紹介しているので、両協会及び会員企業のウェブサイトから両協会に所属する企業の工場数を集計すると表4.7.19のような結果

表 4.7.19 林産団体加入企業の工場数

	(件)			
	フィンランド 林産物協会	フィンランド 製材協会	重複工場数	両協会所属 会員工場数
製材工場数	27	40	9	58
合板、LVL、CLT工場	12	—	—	12
繊維板工場	1	—	—	1
切削板工場	1	—	—	1
パルプ工場	19	—	—	19
製紙工場	17	—	—	17
板紙工場	14	—	—	14

注：重複工場数とは、両協会に所属している林産企業が所有している工場数。

資料：フィンランド林産物協会  
(<https://www.forestindustries.fi/>)  
フィンランド製材協会

になる。両協会の会員企業の工場数は、製材工場が58件、合板、LVL及びCLT工場が12件、繊維板工場と切削板工場が各1件、パルプ工場が19件、製紙工場が17件、板紙工場は14件である。ただし、43か国の製材工場を紹介するウェブサイトであるThe Sawmill Database（製材工場データベース）<sup>6</sup>では、フィンランドの製材工場として92件の工場を紹介している。

<sup>6</sup> <https://www.sawmilldatabase.com/>



フィンランドの林産業は、主に国内産の木材を原料にして生産活動を行っている。2017年の産業用丸太の消費量は6,967万m<sup>3</sup>であった（表4.7.20）。産業別には、木材加工産業は同年に2,970万m<sup>3</sup>の丸太を消費し、消費した丸太の98%はフィンランド国産材である。紙・パルプ産業は3,997万m<sup>3</sup>の丸太を消費し、消費した丸太の83%がフィンランド国産材である。

表 4.7.20 産業別丸太消費量

	(100万m <sup>3</sup> )						
	合 計	木材加工産業			紙・パルプ産業		
		計	フィンランド 国産材	輸入材	計	フィンランド 国産材	輸入材
2000	70.80	33.21	30.46	2.75	37.59	27.50	10.09
2001	67.33	31.66	27.90	3.76	35.67	25.88	9.78
2002	71.31	32.77	28.28	4.49	38.54	26.77	11.77
2003	73.47	34.06	29.57	4.49	39.41	27.39	12.02
2004	74.93	33.43	28.85	4.59	41.50	28.68	12.82
2005	67.81	31.25	26.67	4.58	36.56	23.21	13.35
2006	75.51	32.01	27.77	4.25	43.50	28.58	14.93
2007	75.43	32.48	30.13	2.35	42.95	29.32	13.63
2008	66.26	26.02	24.30	1.72	40.24	27.24	13.01
2009	51.48	20.81	19.69	1.13	30.67	24.49	6.18
2010	62.54	24.58	23.95	0.63	37.96	29.19	8.77
2011	61.64	24.28	23.74	0.54	37.36	29.04	8.32
2012	61.10	23.66	23.28	0.38	37.44	29.34	8.10
2013	63.84	25.58	25.18	0.41	38.26	28.66	9.59
2014	63.90	26.65	26.14	0.52	37.25	28.85	8.40
2015	64.67	27.03	26.50	0.53	37.64	29.65	7.99
2016	67.43	28.55	27.85	0.70	38.88	31.06	7.82
2017	69.67	29.70	29.16	0.54	39.97	33.03	6.94

資料: Luomnonvarakeskusデータベース

2017年にフィンランドでは1,175万m<sup>3</sup>の製材品が生産された。フィンランドが生産する製材品はほぼ全量が針葉樹で、広葉樹製材品の生産量は限られている。製材品生産量は、2008年から始まった不況による需要低迷で2008年の生産量は前年に対して21%もの減少となった。製材品生産量は2013年には1,000万m<sup>3</sup>を超える水準にまで回復したが、2017年に至っても経済不況以前の水準には回復していない（表4.7.21）。

木質パネルについては、2017年に合板が124万1,000m<sup>3</sup>生産されている。2000年以降の合板の生産量は2006年の141万5,000m<sup>3</sup>をピークに2009年には80万m<sup>3</sup>にまで落ち込むが、その後回復して2000年代前半の水準にまで回復している。切削板及び繊維板の生産量については、切削板が2012年以降の数値が、繊維板は2013年以降の数値が発表されていない。この要因については現段階では明らかではないが、かつては複数あった工場が切削板工場について2012年以降、繊維板工場については2013年以降一つになったため、統計局が個別工場の情報を保護する観点から統計数値の発表を伏せていると考えられる（表4.7.22）。

表 4.7.21 製材品生産量

	(1,000 m <sup>3</sup> )		
	計	針葉樹	広葉樹
2000	13,420	13,320	100
2001	12,770	12,670	100
2002	13,390	13,280	110
2003	13,745	13,645	100
2004	13,544	13,460	84
2005	12,269	12,190	79
2006	12,227	12,145	82
2007	12,477	12,400	77
2008	9,881	9,800	81
2009	8,072	8,000	72
2010	9,473	9,400	73
2011	9,750	9,700	50
2012	9,441	9,400	41
2013	10,441	10,400	41
2014	10,845	10,800	45
2015	10,641	10,600	41
2016	11,450	11,400	50
2017	11,750	11,705	45

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.22 木質パネル生産量

	合板	切削板	繊維板
	(1,000 m <sup>3</sup> )	(1,000 m <sup>3</sup> )	(1,000t)
2000	1,170	460	162
2001	1,145	430	152
2002	1,240	413	140
2003	1,300	399	146
2004	1,350	448	147
2005	1,305	456	149
2006	1,415	440	130
2007	1,410	400	126
2008	1,265	270	110
2009	800	170	100
2010	980	220	100
2011	1,010	170	100
2012	1,020	—	90
2013	1,090	—	—
2014	1,160	—	—
2015	1,150	—	—
2016	1,139	—	—
2017	1,241	—	—

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

フィンランドでは2017年に665万4,000tの紙・板紙と1,084万3,000tのパルプが生産されている。経済不況が本格化する前の2008年までは、概ね紙・板紙は1,000万t前後、パルプは1,200万前後の生産がなされていたが、2009年には紙・板紙は809万6,000t、パルプは881万5,000tまで生産量が落ち込んだ。パルプは翌年の2010年に1,000万tを超える生産量に回復し、その後、生産量は横ばいで推移している。しかし、紙・板紙の生産量は回復せず、2009年以降、減少を続けて2017年に至っている。

表 4.7.23 紙・パルプ生産量

	(1,000t)	
	紙・板紙	パルプ
2000	10,758	11,920
2001	9,902	11,169
2002	10,050	11,731
2003	10,353	11,951
2004	11,178	12,614
2005	9,842	11,134
2006	11,172	13,115
2007	11,272	12,856
2008	10,229	11,624
2009	8,096	8,815
2010	8,929	10,508
2011	8,602	10,362
2012	7,936	10,235
2013	7,651	10,520
2014	7,451	10,466
2015	7,254	10,447
2016	6,809	10,916
2017	6,654	10,843

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

### 3) 需要

2017年のフィンランドの林産物の国内需要について、名目消費量<sup>7</sup>を算出すると2017年は丸太が1,175万m<sup>3</sup>、製材品は294万2,000m<sup>3</sup>、合板は29万9,000m<sup>3</sup>、パルプは766万5,000m<sup>3</sup>となる。

2017年の製材品の名目消費量は、2000年以降のピークである2007年の602万8,000m<sup>3</sup>と比較すると約半分で、2010年以降の経済回復を考慮すると少ないと考えられる。製材品の名目消費量が回復しない要因としては、第一に輸出量が増加したこと、第二に欧州では特に2010年台に入ってからグルーラムやCLTその他の集成技術を用いた建築資材の生産量が増加し続けているの

で、製材品は生産されても生産量としてはカウントされずに、これらのラミナとして使用されている可能性が考えられる。

パルプの名目消費量については、2008年と2009年に減少し、その後2011年には824万3,000tまで回復しているが、2012年以降は小幅な増減をしながらわずかに減少する傾向で推移している。

林産物の輸出動向は、製品別に違いがある。表4.7.25に掲げた品目の輸出量は、経済不況が世界中に蔓延した2009年に減少している。それ以後のフィンランドの林産物輸出量は、切削板、紙、紙・板紙複合製品は減少傾向で推移し、丸太、製材品、合板、繊維板、パルプ及び板紙については増加傾向で推移している。この内、2017年の丸太、製材品及びパルプの輸出量の数値は、2000年以降最大を記録している。

2017年の丸太輸出量は111万1,000m<sup>3</sup>で、2000年代前半の輸出量の倍の量を記録した。同年の丸太の主要輸出相手国はスウェーデンで87万4,000m<sup>3</sup>（丸太輸出量の79%）の丸太を輸出した。2017年にフィンランドは、中国、エジプト、ドイツ、イギリス、ルーマニアなど計23か国に丸太を輸出している。

2017年の製材品輸出量は937万6,000m<sup>3</sup>で、同年の主要輸出相手国は中国（174万5,000m<sup>3</sup>、製材品輸出量の19%）及びエジプト（129万7,000m<sup>3</sup>、同14%）で、日本は3番目に輸出量が多く輸出量は98万9,000m<sup>3</sup>（製材品輸出量の11%）であった。2017年にフィンランドは、59か国に製材品を輸出している。

表 4.7.24 主要林産物の名目消費量

	丸太 (1,000 m <sup>3</sup> )	製材品 (1,000 m <sup>3</sup> )	合板 (1,000 m <sup>3</sup> )	パルプ (1,000 t)
2000	13,420	5,332	198	10,262
2001	12,770	4,918	196	9,540
2002	13,390	5,464	194	9,619
2003	13,745	5,920	195	9,630
2004	13,544	5,724	192	10,349
2005	12,269	5,120	228	9,230
2006	12,227	5,082	272	10,499
2007	12,477	6,028	288	10,606
2008	9,881	4,365	304	9,739
2009	8,072	3,490	208	7,528
2010	9,473	4,263	255	8,639
2011	9,750	4,129	269	8,243
2012	9,441	3,450	276	7,917
2013	10,441	3,654	262	7,778
2014	10,845	3,729	251	7,814
2015	10,641	3,201	251	7,674
2016	11,450	3,320	292	7,831
2017	11,750	2,942	299	7,665

注：名目消費量 = (生産量 + 輸入量) - 輸出量  
資料：Luonnonvarakeskusデータベース

<sup>7</sup> 名目消費量 = (生産量 + 輸入量) - 輸出量

表 4.7.25 主要林産物輸出货量

	丸太 (1,000 m <sup>3</sup> )	製材品 (1,000 m <sup>3</sup> )	合板 (1,000 m <sup>3</sup> )	単板 (1,000 m <sup>3</sup> )	切削板 (1,000 m <sup>3</sup> )	繊維板 (1,000 t)
2000	607	8,431	1,006	90	204	69
2001	459	8,135	1,009	97	218	72
2002	464	8,187	1,117	75	219	72
2003	504	8,168	1,172	78	199	68
2004	605	8,226	1,234	77	242	63
2005	862	7,663	1,173	71	230	67
2006	822	7,728	1,250	78	224	55
2007	751	7,081	1,239	73	183	47
2008	821	5,992	1,083	62	88	41
2009	618	5,109	683	44	49	34
2010	573	5,838	834	47	92	35
2011	830	6,115	863	47	86	41
2012	785	6,451	855	46	26	41
2013	998	7,154	920	47	24	40
2014	976	7,481	998	47	23	41
2015	947	7,881	981	52	21	43
2016	1,009	8,624	940	57	21	40
2017	1,111	9,376	1,039	58	21	44

	パルプ (1,000 t)	紙 (1,000 t)	板紙 (1,000 t)	紙・板紙 複合製品 (1,000 t)
2000	1,794	9,709	2,324	394
2001	1,800	8,894	2,209	417
2002	2,243	9,116	2,310	420
2003	2,491	9,444	2,261	402
2004	2,481	10,218	2,461	410
2005	2,219	8,973	2,163	375
2006	2,977	10,401	2,552	412
2007	2,700	10,515	2,641	446
2008	2,378	9,297	2,599	409
2009	1,675	7,435	2,253	321
2010	2,321	8,259	2,545	349
2011	2,643	7,971	2,529	333
2012	2,871	7,377	2,555	300
2013	3,211	7,152	2,767	303
2014	3,106	6,983	2,800	293
2015	3,232	6,860	3,024	280
2016	3,588	6,320	3,258	282
2017	3,743	6,224	3,552	281

資料: Luonnonvarakeskus データベース

表 4.7.26 国別丸太輸出量 (2017 年)

(1,000 m <sup>3</sup> )	
国名	輸出量
計	1,111
スウェーデン	874
エジプト	68
ドイツ	57
英国	37
ルーマニア	33
アイルランド	15
その他	27

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

2017 年の合板輸出量は 103 万 9,000 m<sup>3</sup>で、2008 年以前の 100 万 m<sup>3</sup>を上回る水準まで輸出量が回復した。主要輸出相手国はドイツ（輸出量 18 万 3,000 m<sup>3</sup>、合板輸出量の 18%）、英国（同 13 万 5,000 m<sup>3</sup>、同 13%）及びスウェーデン（同 13 万 m<sup>3</sup>、同 13%）で、日本にも 5,000 m<sup>3</sup>が輸出された。2017 年にフィンランドは 46 か国に合板を輸出している。

表 4.7.28 国別合板輸出量 (2017 年)

(1,000 m <sup>3</sup> )	
国名	輸出量
計	1,039
ドイツ	183
英国	135
スウェーデン	130
オランダ	124
デンマーク	58
ノルウェー	56
米国	45
フランス	34
イタリア	33
ベルギー	27
韓国	27
スペイン	26
オーストラリア	23
トルコ	20
その他	118

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.27 国別製材輸出量 (2017 年)

(1,000 m <sup>3</sup> )	
国名	輸出量
計	9,376
中国	1,745
エジプト	1,297
日本	989
英国	897
フランス	506
ドイツ	499
イスラエル	474
エストニア	380
サウジアラビア	372
オランダ	281
アルジェリア	273
モロッコ	255
イタリア	147
オーストリア	111
デンマーク	104
ポーランド	102
その他	944

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

さらにフィンランドは、2017 年に単板を 15 か国に向けて 5 万 8,000 m<sup>3</sup>、切削板を 5 か国に向けて 2 万 1,000 m<sup>3</sup>、繊維板を 9 か国に向けて 4 万 4,000 t 輸出している。

表 4.7.29 国別単板輸出量 (2017 年)

(1,000 m <sup>3</sup> )	
国名	輸出量
計	58
リトアニア	10
マレーシア	7
オーストリア	6
フランス	6
スウェーデン	6
ポーランド	5
その他	4
ルーマニア	14

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.30 国別切削板輸出量（2017 年）

(1,000m <sup>3</sup> )	
国名	輸出量
計	21
エストニア	12
スウェーデン	4
アイスランド	3
ノルウェー	1
デンマーク	1

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.31 国別繊維板輸出量（2017 年）

(1,000m <sup>3</sup> )	
国名	輸出量
計	44
スウェーデン	20
英国	11
オランダ	3
モロッコ	3
その他	7

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

パルプ輸出量は、2013年には300万tを上回り、2017年の輸出量は374万3,000tであり、2000年以降の最大の数量となった。パルプの主要輸出相手国は、中国（輸出量121万4,000t、パルプ輸出量の32%）及びドイツ（同55万6,000t、同15%）である。2017年にフィンランドは、60か国にパルプを輸出している。パルプの需給状況については、2010年以降、パルプ生産量がほぼ横ばいである一方で紙・板紙の生産量が減少したため、輸出量の増加がみられている。

2017年の紙輸出量は、622万4,000tであった。紙輸出量は2008年以降、増減しながら減少傾向で推移している。2017年の紙の主要輸出相手国はドイツ（輸出量121万7,000t、紙輸出量の20%）である。2017年にフィンランドは、101か国に紙を輸出している。

2017年の板紙輸出量は355万2,000tであった。板紙の輸出量は、2009年に輸出量が若干減少するものの、他の林産物と比較すると減少幅が軽微であった。さらに、輸出量は2015年には300万tを超えて増加を続けている。2017年にフィンランドは、95か国に板紙を輸出している。

表 4.7.32 国別パルプ輸出量（2017 年）

(1,000m <sup>3</sup> )	
国名	輸出量
計	3,743
中国	1,214
ドイツ	556
イタリア	342
スウェーデン	246
オランダ	200
ポーランド	154
フランス	138
スペイン	136
トルコ	121
エジプト	70
インド	41
英国	40
ポルトガル	39
タイ	38
スロバキア	33
ロシア	28
ギリシャ	26
イラン	25
台湾	25
日本	22
ヨルダン	21
リトアニア	20
その他	208

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.33 国別紙輸出量（2017 年）

(1,000m <sup>3</sup> )	
国名	輸出量
計	6,224
ドイツ	1,217
ベルギー	739
英国	648
米国	618
スペイン	282
ポーランド	223
ロシア	207
トルコ	166
フランス	153
インド	151
オーストラリア	133
スウェーデン	110
イタリア	105
日本	87
南アフリカ	82
中国	67
ブラジル	67
デンマーク	64
ウクライナ	62
メキシコ	55
サウジアラビア	53
その他	935

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表 4.7.34 国別板紙輸出量（2017 年）

(1,000m <sup>3</sup> )	
国名	輸出量
計	3,552
ドイツ	519
スペイン	250
ロシア	244
米国	216
英国	210
ポーランド	192
スウェーデン	166
トルコ	165
イタリア	155
フィリピン	127
ベルギー	121
オランダ	97
日本	85
メキシコ	64
フランス	56
エジプト	54
その他	831

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

### 4.7.3 主要林業法令と関係官庁

木材の合法性を確認する上で、最も重要な法令は森林法である。森林法は商業林の利用を定める主要法令で、保護林の使用や管理は自然保護法が定めている。

#### 1) 主要林業法令

##### (1) 森林法 (Metsälaki)

森林法は、生態系の多様性を保全しつつ優れた林産物の生産を持続的に行うため、経済、生態系、社会の各方面において持続的な方法で森林を管理し、利用する目的で制定された<sup>8</sup>。フィンランドは国際的に森林の持続可能性及び木材製品の環境対応への要求並びに環境保護をより重要視する動きが高まったことから、1996年に森林法を大幅に改正し、「法の目的として、木材生産と生物多様性の維持を併置し、資源育成を基本とした法体系を大きく転換した」<sup>9</sup>。ただし森林法では、自然保護区域の設置及び組み入れ並びに天然記念物の保全に関する規定は、自然保護法に定めると規定している<sup>10</sup>。

森林法は、その適用範囲を「林地に分類する区域における森林の管理及び利用」とし、次の区域は適用対象外と定めている<sup>11</sup>。

- 自然保護法により設置された保護区域、自然保護を目的として国が購入した区域、国立公園局その他の国有地管理当局の保護決定に基づき管理する国有地。
- 土地利用及び建築物法により保護対象に指定された区域。
- 原生地保護法が定める森林法が定めている森林限界保護区域<sup>12</sup>を除く区域。
- 農業指定区域、林業指定区域及びレジャー利用指定区域を除く法的効力がある主要計画対象区域。
- 国防軍の射撃場。

森林法は、伐採及び森林の更新、森林の生物多様性保全、森林限界及び保護区<sup>13</sup>、監督及び罰則並びに雑則を定めている。

この内、伐採及び森林の更新については、間伐の実施義務、主伐及び更新の義務、特別区域における伐採、伐採実施方法、伐採者及び森林計画策定者の責務、土地所有者及び林業センターの通知義務並びに更新義務の履行を定めている。

森林法では、主伐を行うときに林分の更新を義務づけ、伐採は残存木の生育及び伐採区域外の環境に悪影響を及ぼさない方法及び森林の生育条件の悪化につながる地形の影

<sup>8</sup> 森林法第1条。

<sup>9</sup> 柿澤宏昭、「諸外国の生物多様性を保全するための精度・政策」、『保持林業』、築地書館、2018年11月、251頁。

<sup>10</sup> 森林法第2条第2項。

<sup>11</sup> 森林法第2条第1項。

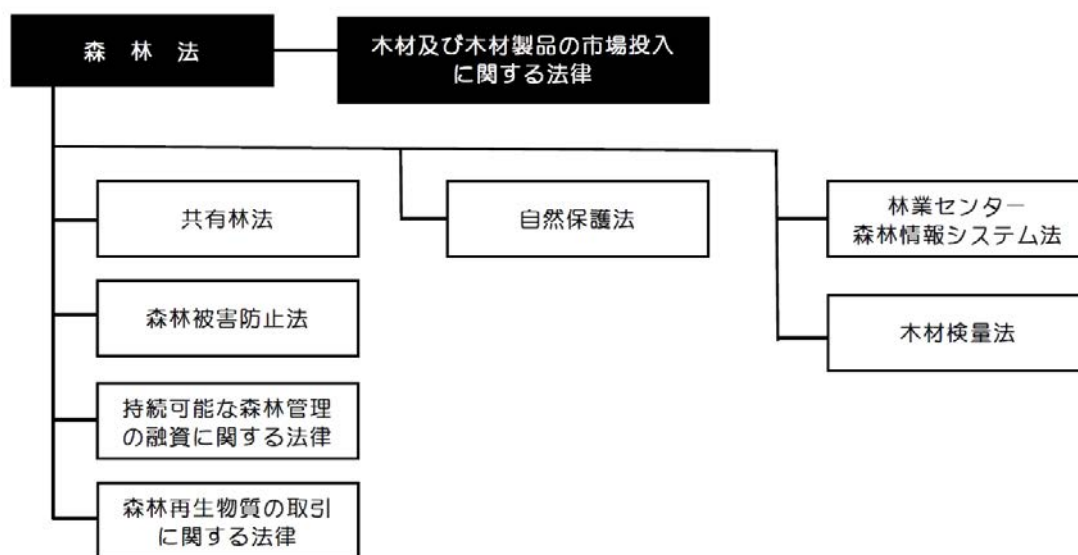
<sup>12</sup> 森林限界保護区域とは、森林限界の後退を防ぐために指定する保護が必要な区域（森林）をいい、森林法第12条の規定はこの区域の管理を定めている。

<sup>13</sup> 森林法が規定する保護区は、風の影響が大きい島嶼部、沿岸部もしくは河岸部の居住地及び耕作地の保護または土砂崩れ防止のために森林法で定める森林保全に係る規定よりも強い制限が必要になる場合、農林省が最も影響が大きいと見込まれる場所に限定的に指定する（森林法第13条）。



響を回避する方法を採用するよう定めている<sup>14</sup>。さらに、主伐、間伐、被害木の処理伐採を含む伐採をするときは、後に詳述する森林利用宣言書を作成し、林業センターに提出するよう定めている。伐採後の天然更新を含む再造林は、土地所有者の義務である<sup>15</sup>。

植林は森林法により、伐採後3年以内の完了が義務づけられている。森林の更新については、地理的条件に応じて定められた伐採後10年から25年の期限内に伐採跡地で苗木の植栽が十分な植栽密度で行われ、かつ、平均樹高が0.5m以上に達した稚樹が他の植生によって生育面で影響を受けない状態に至ったときに完了したとみなすと定め<sup>16</sup>、天然更新については天然更新対象区域において苗木の成長を担保する条件が満たされていることを条件としている<sup>17</sup>。



注：黒塗りの四角に記した法令は、木材の合法性確保に深く関わっているもの。

図 4.7.2 森林法に関連する主な法律

## (2) 自然保護法 (Luonnonsuojelulain muuttamisesta)

自然保護法は、生物多様性の維持、自然の景観及び科学的価値の保護、天然資源及び自然環境の持続可能な利用の促進、自然に関する啓蒙及び社会的関心の促進並びに科学調査の促進を目的とし<sup>18</sup>、適用範囲を自然及び景観の保護及び管理と定めている。

自然保護法は、自然保護計画、自然保護区及び天然記念物、自然生息環境の保護、景観保護、自然保護の実施、禁止命令、行政執行及び罰金、告訴並びに雑則を定めている。

森林法が適用外とし自然保護法が指定する保護区域とは、国立公園並びに自然保護区

<sup>14</sup> 森林法第6条。

<sup>15</sup> 森林法第7条。

<sup>16</sup> 森林法第8条第1項。

<sup>17</sup> 森林法第8条第2項。

<sup>18</sup> 自然保護法第1条。

及び特別自然保護区である<sup>19</sup>。国立公園及び特別自然保護区は、国有地に設定する<sup>20</sup>。

これらの保護区においては、樹木を含む植物の除去を含む自然環境に影響をもたらすいかなる活動も禁じられている<sup>21</sup>。さらに、保護区である森林への立入り、船舶の停泊及び航空機の着陸並びに森林での通行及びキャンプは制限されている<sup>22</sup>。ただし、自然保護区における狩猟にあつては狩猟法、漁労にあつては漁業法が規定する制限内で実施が認められている<sup>23</sup>。

### (3) 木材及び木材製品の市場投入に関する法律 (Valtionneuvoston asetus geodeettisesta laitokesta annetun valtioneuvoston asetuksen muuttamisesta)

木材及び木材製品の市場投入<sup>24</sup>に関する法律は、木材及び木材製品を販売する事業者の義務を定めた EUTR<sup>25</sup>のフィンランド国内における実施を目的としている<sup>26</sup>。

木材及び木材製品の市場投入に関する法律では、地方行政庁を EUTR が規定する管理官庁 (The Competent Authority) に定め、林業センター、食品安全庁、税関及び環境研究所が EUTR の実施についてこの法律が定めた任務を遂行すると定めている<sup>27</sup>。地方行政庁は EUTR の実施を監督するとともに、この法律が定める関係機関を組織する責任を負っている。この法律の主要な内容は、次の通りである。

#### ① 検査<sup>28</sup>

木材及び木材製品の市場投入に関する法律は、地方行政庁に業務また木材取引のために使用する車輛、事業用もしくは保管用の施設、デュー・デリジェンス・システムもしくはトレーサビリティに関する文書、木材もしくは木材製品または EUTR が掲げた欧州連合の法律行為の遵守を監督するために必要な範囲について、行政手続法に基づく検査権限を与えている。事業者、取引業者その他の検査対象者は、地方行政庁の検査に協力するものとし、地方行政庁に検査に必要なデュー・デリジェンス・システム及びトレーサビリティに関する文書並びにその関連文書を検査対象者から取得する権利を認めている。さらに、林業センター及び食品安全庁には、地方行政庁が検査権限を与えたときの検査実施を認め、農林省にも同等の権利を与えると規定している。

---

<sup>19</sup> 自然環境法第 10 条。

<sup>20</sup> 自然保護法第 11 条・第 12 条。

<sup>21</sup> 自然保護法第 13 条。

<sup>22</sup> 自然保護法第 18 条。

<sup>23</sup> 自然保護法第 17a 条。

<sup>24</sup> 「市場投入」とは市場に初めて木材を持ち込む行為をいい、具体的には伐採地からの丸太の出荷の他、輸入材をフィンランド国内市場に持ち込む行為をいう。

<sup>25</sup> EU Timber Regulation (欧州木材規則) (欧州議会及び理事会規則第 995/2010)。

<sup>26</sup> 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 1 条。

<sup>27</sup> 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 2 条。

<sup>28</sup> 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 5 条。

## ② 事業者及び取引業者からの情報収集<sup>29</sup>

木材及び木材製品の市場投入に関する法律は、地方行政庁に EUTR が掲げた欧州連合の法律行為の遵守を監督するために必要な情報を事業者及び取引業者から入手する権限を認めている。さらに同法は、農林省並びに地方行政庁が検査権限を与えた林業センター及び食品安全庁にも同様の権限を認めている。

## ③ 監督官庁及びその他の任務遂行者からの情報アクセス<sup>30</sup>

木材及び木材製品の市場投入に関する法律は、EUTR が掲げた欧州連合の法律行為の遵守を監督するために必要な情報を秘密保持条項の規定に関わらず農林省、地方行政庁、林業センター、食品安全庁、税関及び環境センターで相互に提供するように定めている。情報の運用管理は、林業センターの森林情報システムに地方行政庁用のインターフェイスを設置して行っている。

さらに同法は、林業センターに森林利用宣言書の提出または伐採について森林法が規定する犯罪及び違反行為または罰金支払不履行を疑うのに十分な根拠があるときは、地方行政庁に自発的に通知する義務を課している。

## ④ 通知の発行並びに是正措置、木材製品の販売禁止命令及び条件付き罰金命令<sup>31</sup>

木材及び木材製品の市場投入に関する法律は、事業者にデュー・デリジェンス・システム及びトレーサビリティに関する義務の遵守に不備が認められたときは、地方行政庁が不備事項の是正または不適切な行動の完了期限を設定した勧告を書面により発すると定めている。

## ⑤ 是正措置、禁止及び条件付き罰金命令<sup>32</sup>

地方行政庁は、事業者が④項の勧告を受けた事項を期限内に修正せずにデュー・デリジェンス・システムを経ないで木材もしくは木材製品を販売した場合または事業者のデュー・デリジェンス・システムに重大な不備が繰返し見つかった場合は、新たに設定した期限内に是正措置を講じるよう命ずる是正措置命令書を発する。さらに、地方行政庁は、事業者が是正措置に従わない場合は、該当する木材製品の販売を特定の 3 か月以内の期間において禁止する。ただし、事業者が木材また木材製品を季節的に販売している場合は、販売禁止期間を 1 年以内の期間で設定できる。この販売禁止措置遵守の監督は、フィンランド国産材については地方行政庁、輸入材については税関が行う。さらに、地方行政庁は販売禁止措置を条件付罰金に関する法律に基づく罰金を科して執行できる。この販売禁止措置は、事業者のデュー・デリジェンス・システムの不備が地方行政庁に承認される内容で修正されたときに取消すと定められている。

<sup>29</sup> 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 6 条。

<sup>30</sup> 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 7 条。

<sup>31</sup> 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 8 条。

<sup>32</sup> 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 9 条。

## ⑥ 罰則<sup>33</sup>

フィンランドは、木材及び木材製品の市場投入に関する法律の制定に併せて刑法を改正した。EUTR 遵守違反者に対しては、刑法を改正して第 48a 章(天然資源犯罪)の中に加えた第 3 条 (b) (木材犯罪)の規定が定める罰則が科される。同条の規定は、「木材及び木材製品を販売する事業者の義務を定めた EUTR に違反して、違法に伐採された木材またはその木材から生産された木材を事業目的で販売した者には、他の法律がより厳しい罰則を規定していない限り、木材犯罪に対する罰金または 6 か月以下の懲役とする」という内容である。

## ⑦ 没収品の処分方法及び取扱費用の負担<sup>34</sup>

刑法第 10 章第 2 条の規定は、犯罪行為による利益は国が没収すると定めている。国が没収した違法伐採材は公売により売却でき、売却金は国庫に吸収される。

木材を没収された事業者は、没収された木材の保管に要した費用を国に弁済しなければならない。

## ⑧ 農林省による地方行政庁の監督任務<sup>35</sup>

木材及び木材製品の市場投入に関する法律では、農林省に地方行政庁が実施する任務の遂行状況を監督する義務を課している。農林省には、地方行政庁から監督に必要な情報を入手する権利及び地方行政庁への調査権を認めている。

## (4) 共有林法 (Lag om samfällda skogar)

共有林とは株主の利益ために持続可能な林業の実践的使用を目的とした複数の不動産で構成する場所をいい、共有林法では共有林の管理、手続き、理事会、財務及び共有林の増減手続きを規定している。

## (5) 持続可能な森林管理の融資に関する法律 (Laki kestäväen metsätalouden rahoituksesta)

この法律は、木材生産の持続可能性の確保、森林の生物学的多様性の維持及び森林生態系の管理事業に係る措置並びにこれらの活動を支援する措置に対して国が助成金またローン形式で行う融資の支援内容を規定している。

## (6) 森林再生物資の取引に関する法律 (Lag om handel med skogsodlingsmaterial)

<sup>33</sup> 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 12 条。

<sup>34</sup> 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 13 条。

<sup>35</sup> 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 14 条。

森林再生物質とは、樹木の種子、植物及び苗木の一部をいい<sup>36</sup>、森林再生物資の取引に関する法律は、森林再生物資の生産、市場取引及び輸入に適用される<sup>37</sup>。欧州においては、生産に適した在来樹種維持の観点から樹木の種子や苗木の管理が重要視されている一方で、近隣国間での取引が広汎になされている。この法律は、森林再生物資を管理する植物生産検査センターの運営及び業者登録制度、森林再生物資の生産、森林再生物資の市場取引、監督官庁、検査及び監督、行政処分並びに罰則などを定めた雑則により構成されている。

## 2) 関係官庁

### (1) 農林省

農林省は林業行政の主務官庁で、林業関係法令を策定する。農林省は関係省庁、林業関連産業の代表、その他の利害関係者と連携し、持続的な森林開発を原則とした多様な森林利用及びその便益の促進を目的とする国家森林計画を策定するとともに同計画の遂行を監視し、必要に応じて計画の改正を行う役割を負っている。

### (2) 林業センター

林業センターは、森林法の規定<sup>38</sup>により森林法の遵守を監督する責務を負っている農林省傘下の国家機関である。さらに同センターは、地元共同体との協力関係を築き、林業関連産業の代表、その他の利害関係者と連携して地域森林計画の策定と実施状況の監督を行っている。

### (3) 地方行政庁

地方行政庁は、木材及び木材製品の市場投入に関する法律が定める EUTR が規定する管理官庁 (The Competent Authority) として EUTR 遵守の監督業務を行っている他、森林法に違反している事業者また個人への施業禁止命令その他の対応措置も担当している。同庁は、EU が指定した EU 及びフィンランドの補助金を管理するための行政機関で、農業補助金及び経済開発運輸環境センターの予算を管理している。

地方行政庁の中心的業務は、「e ビジネス」の実施及び IT システムの開発と支援並びに法令運用のための地方自治体、地方の団体や産業のリーダーグループとの調整業務である。

---

<sup>36</sup> 森林再生物資の取引に関する法律第 3 条。

<sup>37</sup> 森林再生物資の取引に関する法律第 1 条。

<sup>38</sup> 森林法第 25 条。

#### 4.7.4 木材の合法性確保

今次の文献調査では、法令上の違法伐採または違法伐採木材の定義を木材及び木材製品の市場投入に関する法律の規定からのみ見い出せた。同法の第3条（定義）第4項は、違法伐採木材を EUTR 第2条<sup>39</sup>（g）に掲げられた木材（伐採国で適用される法律に違反して伐採された木材）をいうと定義している。

フィンランドにおける木材の合法性確保は、フィンランド国産材、輸入木材ともに EUTR のデュー・デリジェンス・システムと木材のサプライチェーンに関する情報を取得し管理するトレーサビリティ及び林業センターが管理している森林の情報を主要なツールとして行われている<sup>40</sup>。フィンランドの市場に初めて木材を投入する事業者はデュー・デリジェンス・システムを備えてリスク評価を行い、木材の取引をする者は必ずトレーサビリティを行って木材の情報を取得し、取扱木材の情報を管理しなければならない。フィンランドの木材の合法性確保は、フィンランド国内の全ての木材原料の合法性を確保し、その原料から生産される林産物を合法製品とする方法をとっている。

なお、フィンランド林産物協会によれば、フィンランドでフィンランド国産材の法令遵守を担うのは、丸太を生産する森林所有者である。しかし、実際に森林所有者が行う法令遵守の確認は10年に一度作成する森林計画に基づいた施業の実施及び伐採するときに林業センターに提出する森林利用宣言書の承認によって完了し、さらに木材購買者が作成し森林所有者に提供する検量確認書（受領書）によりトレーサビリティも確保されるので、森林所有者には EUTR 導入にともなう新たな負担が課されていないといわれている<sup>41</sup>。

本項では、フィンランドの木材の合法性確保を含む木材生産及び木材流通に係る行政手続の情報を主に法令文書及び林業センターのウェブサイトの解説を資料として報告する。

なお、この調査は文献により行い、現地の行政機関、森林所有者、加工工場その他の関係者に法令の運用及び遵守の実際の方法についての調査は行っていないので、報告内容が実際に行われている行政手続及び取引手順と異なる部分がある可能性があるのご留意いただきたい。

---

<sup>39</sup> 定義条項。

<sup>40</sup> EUTR 開始直後は、EUTR は EU 域外から輸入する木材を対象としていたが、2013年3月以降は EU 加盟国が国内で生産する丸太にも EUTR の適用されるようになっている。

<sup>41</sup> フィンランド林産物協会ウェブサイト (<https://smy.fi/>)。

## 1) 木材生産及び木材輸送手続きの概要

### (1) 森林所有者登記及び森林計画の策定

フィンランドでは、森林面積の半分を上回る個人有林の平均所有期間は約 20 年で、年間約 1 万 5,000 件の森林の変更登記がなされている。新たに森林を所有する者は、所有権を確定するために国土測量局に森林所有者の登記を行う。登記の内容は、国土測量局が運営する財産登記システムで管理している。

国土測量局に登記をした森林所有者は、森林計画を作成しなければならない。森林計画は、林業センターが毎年行っているリモートセンシング調査の結果を基礎データとしている。多くの場合、森林管理計画は、林業センターがリモートセンシング調査の結果をもとに提案し、立木の状態、土壌の変化その他のリモートセンシング調査では明らかになっていない森林の状態の推奨事項への組入れまたは森林所有者の森林経営の意向を盛り込むことができる。林業センターは森林計画の内容を審査し、承認したときに林業センターが運営する森林情報システムに森林計画の情報を入力して管理する。森林計画は、10 年に一度改正する。

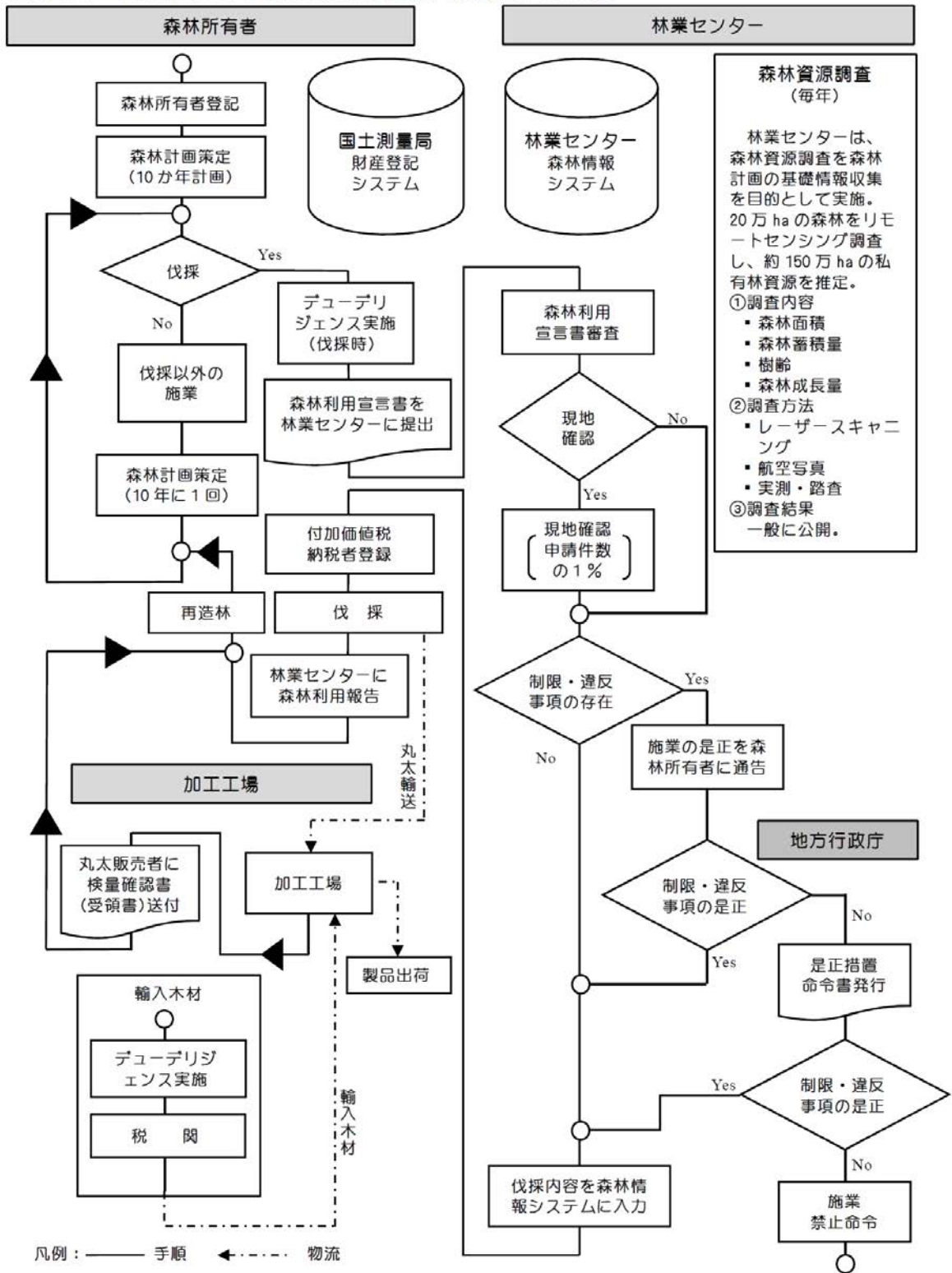
フィンランドでは、国土測量局への登記と林業センターによる森林計画の承認がなされていない者は、林業活動が行えない仕組みが構築されている。

### (2) 施業の実施と森林利用宣言書

森林所有者は、胸高直径 13 cm以上の立木の伐採を行うときは、少なくとも施業を行う 10 日前に、林業センターに森林利用宣言書を提出する。

森林利用宣言書の様式は、林業センターのウェブサイトから取得できる。森林所有者は、所有者または経営者及び伐採件所持者の氏名及び連絡先を記入した上で、林班別に施業内容を記入して林業センターに提出する。林業センターへの森林利用宣言書の提出は、郵送でも可能であるが、ウェブサイトから入手した pdf 形式の森林利用宣言書の様式のファイルは、必要事項をコンピュータで入力して閉じると自動的にインターネットを経由して林業センターに送信される仕組みになっている。

森林所有者から森林利用宣言書を受け取った林業センターは、森林利用宣言書の内容を森林情報システムに登録済の情報その他の管理情報を参照しながら審査する。さらに林業センターは、必要に応じてまたは無作為抽出方式で提出された森林利用宣言書の件数の約 1 %について現地確認を行っている。



注1：森林関係法令及び林業センターのウェブサイト (<https://www.metsakeskus.fi/>) の解説を参考に作成。  
 注2：行政機関、森林所有者その他の関係者への調査を行っていないため「未定稿」とする。

図 4.7.3 木材生産及び木材流通に係る行政手続の概要







林業センターは審査の結果、森林利用宣言書に記載されている施業に制限事項がある場合または法令に抵触する場合は、林業センターが指定する期間内に施業の是正を行うよう森林所有者に通告する。この通告に森林所有者が応じないときまたは該当する施業について林業センターと森林所有者の協議が物別れになったときは、地方行政庁が森林所有者に是正命令書を発する。森林所有者が地方行政庁の是正命令に従わないときは、地方行政庁は森林所有者に施業禁止命令を発する。

林業センターは、審査の結果、森林利用宣言書の内容に問題がない場合または森林利用宣言書の不適合部分の是正がなされた場合、伐採の内容を森林情報システムに入力し管理する。

林業センターは上記の一連の審査が完了すると、森林利用宣言書の右上の欄に受理番号を入れて所有者に書類を送付する。林業センターの受理番号が記載された森林利用宣言書は、行政機関が発行している合法的な伐採を証明する唯一の書類である。

しかし、林業センターがデータベースにより伐採対象地の立木資源量を把握しているとしても、森林利用宣言書には丸太の材積に関するデータを記載する欄がない。木材及び木材製品の市場投入に関する法律では事業者がトレーサビリティの文書を備える義務の履行が地方行政庁の行う検査対象になっていること、売買時に数量の特定がないと契約が成立しないことから、丸太の材積の確認が書類上で必ず行われているはずである。売買契約締結の手順、売買の対象となる森林利用宣言書に記載されている林地から生産された丸太の特定方法、売買契約書その他の契約書類の記載内容を含む丸太の合法性を証明するための手法については、文献調査で明らかにならなかったため、現地を確認する必要がある。

### **(3) 伐採とその前後の手続き**

森林所有者は年間で1万ユーロを超える木材の売上が見込まれるときは、伐採を行う前に付加価値税納税者登録をしなければならない。フィンランドでは一次生産者に付加価値税の納付義務があるので、森林所有者は伐採を行う前に付加価値税納付の準備をする。

伐採については、森林法では伐採は残存木の育成及び伐採区域外の環境に悪影響をもたらさない方法で実施すること、林分育成条件の悪化につながる地形への影響を回避することが定められ、伐採による林分への悪影響、立木の損害及び地形への影響の判定は関連規則で定めると規定している<sup>42</sup>。

森林所有者は、伐採が完了した後に林業センターに森林利用報告を行う。

さらに前述のように再生林は、土地所有者に課された義務であり、伐採後、必ず実施しなければならない<sup>43</sup>。

---

<sup>42</sup> 森林法第6条。

<sup>43</sup> 森林法第5a条第1項の規定は、主伐をするときは林分の更新を担保しなければならないと定め、第9条第1項の規定は、土地所有者は本法第8条の規定が定める更新義務を履行しなければならないと定めている。

## （４）加工工場の丸太受領

加工工場は受領したフィンランド国産材丸太の検寸・検量を荷口単位で行い、丸太販売者に検量確認書を送付する。検量確認書には法令で定めた様式はないが、この検量確認書がトレーサビリティの証拠書類になっている。木材及び木材製品の市場投入に関する法律の規定により、地方行政庁が行うトレーサビリティの検査の主要な対象となる書類はこの検量確認書の情報である。本文献調査では検量確認書への記載内容の確認ができていないが、一般的に国の規制法に係る書類については、様式が定められていない場合でも書類に記載する最低要件が規定されているので、記載内容を現地調査などで確認する必要がある。

なお、木材輸入については、輸入業者がデュー・デリジェンス・システムを経て行うが、加工工場が輸入材を受領するときの手続き全般については本調査で明らかにできなかった。

## 4.7.5 森林認証

森林利用宣言書及びその関連書類に基づく木材製品の合法性の証明ができない場合は、合法性の証明に森林認証の CoC 認証のトレーサビリティを用いる方法が採用できる。この方法による合法性の証明は、正式には同じ森林認証スキームの CoC 認証を取得している事業者間で成立する。しかし、バイヤーが CoC 認証を取得していなくても、バイヤーの要求によりシッパーが認証番号を記入したインボイスその他の貿易関係書類を作成しているケースがみられる。

### 1) 森林管理認証

フィンランドは、森林認証を積極的に導入している国の一つである。2018 年後半に FSC が認証した森林面積は約 161 万 1,000ha、PEFC が認証した森林面積は約 1,813 万 2,000 で、フィンランドの森林面積（2,280 万 ha）に占めるスキーム別割合は、FSC が 7%、PEFC は 80%である。FSC と PEFC の共同発表によれば、2017 年中頃にフィンランドで FSC と PEFC の両方の認証を受けている森林の面積は 128 万 1,799ha である<sup>44</sup>。あくまで参考指標であるが、FSC と PEFC の両方の認証を受けている認証林面積に変化がないと仮定して FSC と PEFC の認証面積の合計から重複分を差し引くと、フィンランドの認証林面積は森林面積の 81%に該当する。森林認証取得者数は、FSC が 11 件、PEFC は 9 件である。フィンランドの木材生産の担い手は、民間が主体で、個人所有者も積極的に森林認証にグループ認証のメンバーとして参加しているほか、国際的な林産企業も系列企業とグループを形成してグループ認証を取得している。林産企業の認証取得事業者の中には、複数の認証グループに所属しているものがある。

<sup>44</sup> FSC & PEFC, “Estimated total global double certified area FSC/PEFC (end 2017)”, January, 2018.

認証面積が広い PEFC については、持続可能な森林協会（Kestävän Metsätalouden Yhdistys ry）が地域別に5つの認証グループを組織し、1,300万 ha 以上、フィンランドの PEFC 認証面積の73%にあたる森林で認証を取得している<sup>45</sup>。この協会は、森林所有者に PEFC 認証への参加を呼びかけ、グループ認証を組織している。

なお、フィンランドにおける FSC 森林管理認証では、コントロールウッド認証を取得者は存在していない。

## 2) CoC 認証

フィンランドにおける CoC 認証は、FSC が 247 件、PEFC は 388 件である。フィンランドでは CoC 認証をグループ認証で取得している事業者が多く、グループ認証参加事業者数が CoC 認証取得事業者数に占める割合は、FSC が 65%、PEFC は 45%となっている。CoC のグループ認証は、同一企業の複数の事業所で形成されている場合が多いようである。

## 4.7.6 その他の事項

### 1) 第三者の権利

フィンランドでは、全ての国民に森林内での次の行為を認めている。

- 徒歩、スキー、自転車での移動。
- 住宅から十分に離れた場所におけるテントの設置。
- 野生の果実、キノコ及び花の採取。
- 釣り及び氷上釣り。

一方で、森林内で行う次の事項は、制限または禁止をしている。

- 森林に害または悪影響を及ぼす行為。
- 樹木への損傷。
- コケ、地衣類、鳥類の採取。

表 4.7.35 森林認証の概要

		(ha、件)	
		FSC	PEFC
森林認証	森林認証面積	1,611,184 (2018年11月)	18,131,682 (2018年9月)
	認証取得事業者数	11	9
	グループ認証件数	1	6
	グループ認証参加事業者数	3	8
	単独認証事業者数	8	1
CoC認証	認証取得事業者数	247	388
	グループ認証件数	33	27
	グループ認証参加事業者数	160	174
	単独認証事業者数	87	214

資料1：森林認証面積は、FSCはFSC, "Facts & Figures", January 2, 2018、PEFCはPEFC, "PEFC Global Statistics: SFM & CoC Certification", September 2018に掲載されている数値。

2：認証事業者に係る数字は、2018年12月3日現在、FSC及びPEFCのウェブサイトに掲載していた名簿を集計した。

<sup>45</sup> <http://kestavametsa.fi/>

- 直火。
- ごみの投棄。
- 自動車の運転。
- 動物の行動の妨げ。
- 許可のない漁労及び狩猟。

さらに自然保護法第 16 条の規定は、少数民族であるサーミ族の居住地について、サーミ族の文化の維持及び発展のために国立公園内及び特別自然保護区内であっても保護すると定めている。先住民によるトナカイの取扱い、狩猟、漁労及び薪の採取は、協定による取決めにより伝統的な実施が可能になっている<sup>46</sup>。

## 2) ワシントン条約の保護対象樹木

フィンランドには、ワシントン条約が保護対象としている樹木は存在しない。

## 3) 税制

木材の販売については、木材販売税及び付加価値税が課され、共有林の森林所有者には収入が発生したときに所得税が課されている。

## 4) 労働安全

労働安全は労働安全法、雇用については雇用契約法により確保されている。

---

<sup>46</sup> NEPCon, “Timber Legality Risk Assessment Finland”, August 2017, p29.